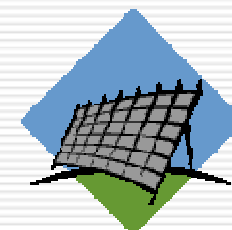
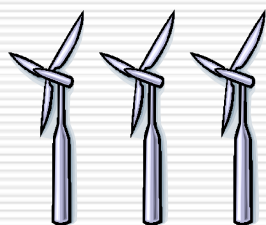


グリーン電力証書の概要について

2018年4月

一般財団法人 日本品質保証機構



1. グリーン電力証書とは

(1) グリーン電力証書制度の目的



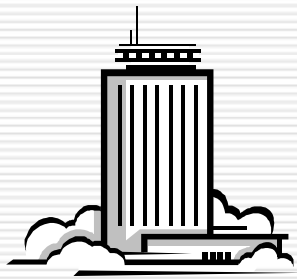
- グリーン電力 = 再生可能エネルギー
(風力・太陽光・バイオマス・地熱・水力
などによる発電)
※法令等で共通した定義は決められていない。
- グリーン電力発電設備を自ら保有することが困難な企業や自治体等によって、「グリーン電力環境価値」を保有することを通じて、企業や自治体等の環境対策に貢献すること。
- 発電者が保有する「グリーン電力環境価値」が移転されることを通じて、グリーン電力の発電設備の建設、維持、拡大に貢献し、ひいては日本におけるグリーン電力の普及拡大に貢献すること。

1. グリーン電力証書とは

(2) グリーン電力証書が考案された理由

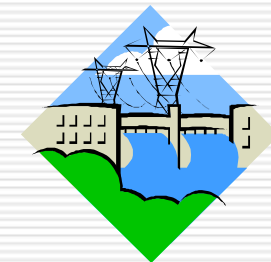
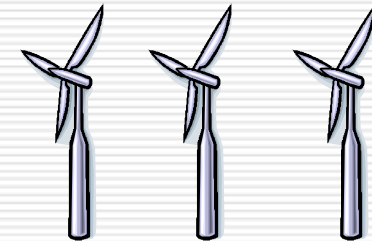
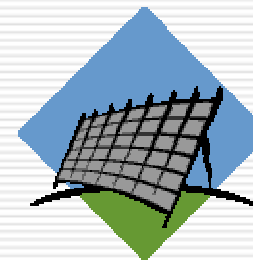


企業等



利益一致

グリーンエネルギー発電設備
(所内消費用にグリーンエネルギー発電設備を
持っている企業、住宅等)



- 環境保全に貢献したい。
- 省エネはもう限界。
- グリーンエネルギーで発電した電気を使いたい。
- しかし、土地制約等で自らグリーン発電設備を導入できない。

- グリーンエネルギーは、コストが高いため新規建設や維持が容易ではない。

1. グリーン電力証書とは

(3) 概要①



- グリーン電力証書システムとは、再生可能エネルギーによって発電された電力の電気以外の価値、すなわち省エネルギー（化石燃料削減）・CO₂排出削減などの価値（これをグリーン電力環境価値と呼びます）を「グリーン電力証書」という形で具体化することで、企業などが自主的な省エネルギー・環境対策のひとつとして利用できるようにするシステム。

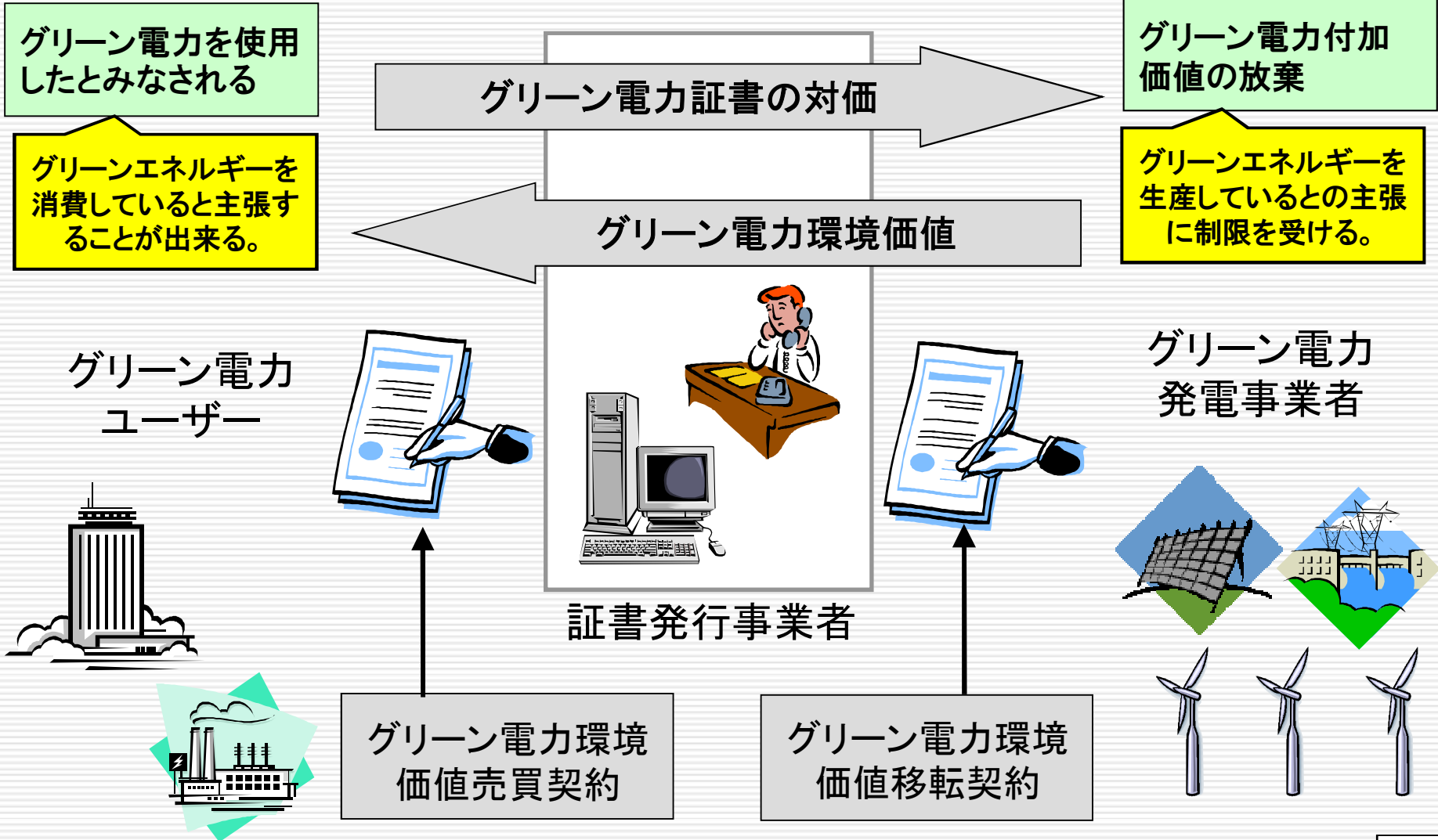
- 発電設備を自ら所有しなくても、グリーン電力環境価値＝グリーン電力証書を保有することにより、自らが使用する電気が再生可能エネルギーによって発電されたものとみなすことが可能となる。



(出所) 総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会
グリーンエネルギー利用拡大小委員会 (第1回) 配布資料

1. グリーン電力証書とは

(3) 概要②



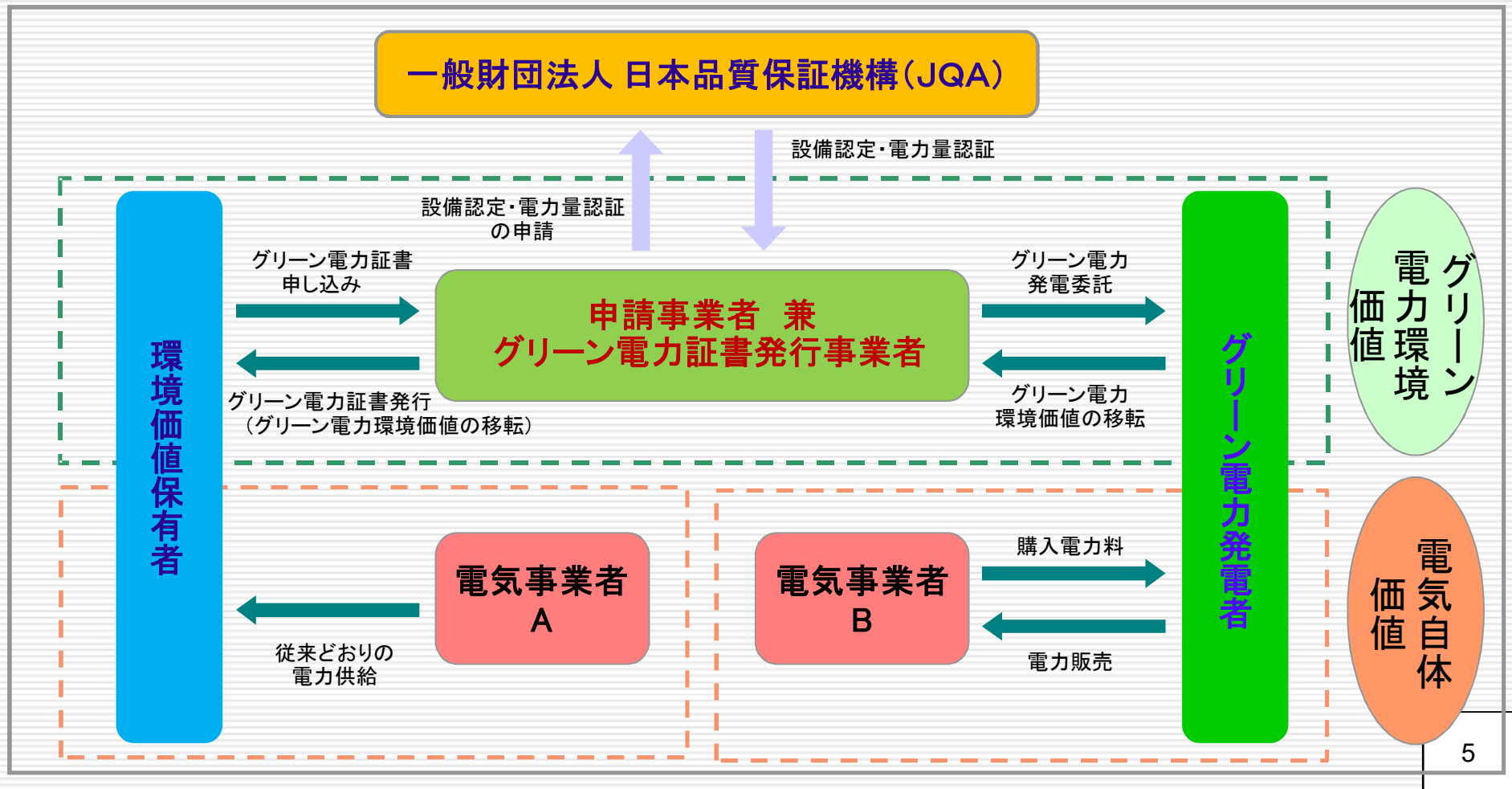
1. グリーン電力証書とは

(4) 制度の概要



資源エネルギー庁
グリーン電力証書ガイドライン(2008年6月制定)

信頼性を担保



1. グリーン電力証書とは

(5) グリーン電力証書制度の沿革



- 2000年11月：日本自然エネルギー株式会社が、日本で初めて民間によるグリーン電力証書の商品企画を発表。
- 2001年6月：第三者認証機関として運営すべく、「[グリーン電力認証機構](#)」(任意団体)が設立。事務局を(財)日本エネルギー経済研究所内に設置。
- 2008年2月：経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー部会の下に「[グリーンエネルギー利用拡大小委員会](#)」設置。
グリーン電力証書の更なる普及拡大策を検討。
- 2008年4月：さらなるグリーン電力の拡大に対応すべく、また電力のみならず熱についても幅広く検討を行うべく、「[グリーンエネルギー認証センター](#)」((財)日本エネルギー経済研究所附置機関)が設立。
- 2008年6月：「[グリーンエネルギー利用拡大小委員会](#)」において「[グリーン電力証書ガイドライン](#)」を策定。
- 2008年8月：東京都「太陽熱の利用拡大に向けたグリーン熱証書検討会」で[太陽熱グリーン熱証書](#)化方針決定。
- 2009年4月：[グリーン熱証書](#)事業開始
- 2010年4月：東京都の環境確保条例施行規則に基づく環境価値保有量認証機関として登録。
- 2012年1月：グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度における検証機関として登録。
- 2018年4月：グリーンエネルギー認証事業を「[一般財団法人 日本エネルギー経済研究所](#)」から「[一般財団法人 日本品質保証機構](#)」へ全部譲渡。

2. 日本品質保証機構の役割

(1) 設備認定・電力量認証



□ グリーン電力量に比例した環境価値の移転が発生するため、第三者の認証機関がグリーン電力証書で示す「グリーン電力量」を認証する仕組み

□ 第一ステップ

■ グリーン電力発電設備認定

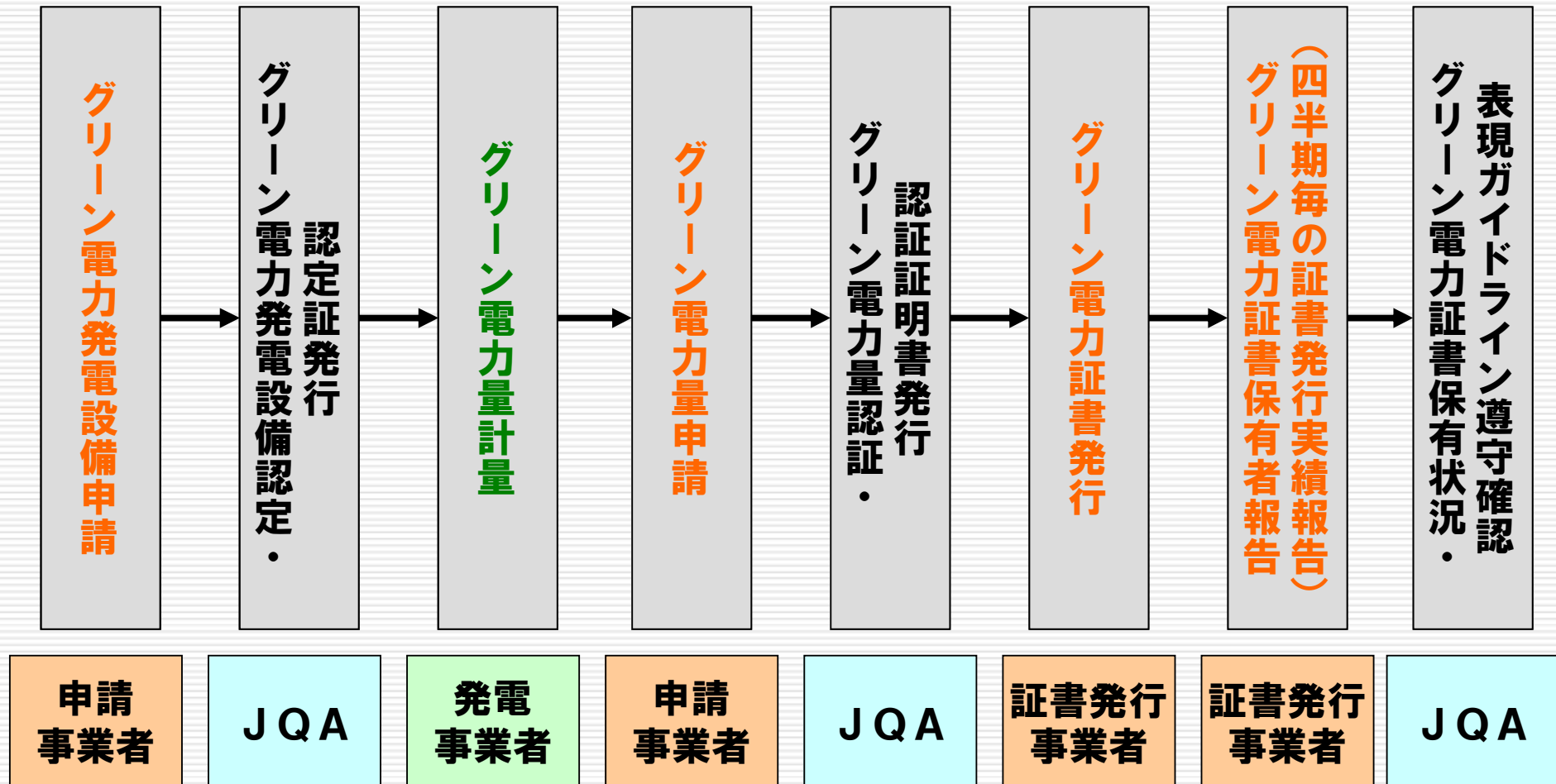
- ① グリーン電力としての適格性を備えているか
- ② グリーン電力量が正しく計量・計算可能かを審査

□ 第二ステップ

■ グリーン電力量認証・設備認定で定められた方法で、正しく・正確にグリーン電力量が算定できているかを審査

グリーン電力量の計量は、特定計量器として検定機関の検定を受けた計量計を用いること。

2. 日本品質保証機構の役割 (2) 手続きの流れ




2. 日本品質保証機構の役割

(3) 設備認定証・電力量認証証明書



設備認定証



一般財団法人 日本品質保証機構

グリーン電力発電設備認定証

設備認定番号:
01W001

年 月 日


一般財団法人 日本品質保証機構
理 事 浅田 純男

一般財団法人 日本品質保証機構は、貴社より申請のあったグリーン電力の発電設備について審査を行い、当センターの定める基準に適合していることを認めましたので、その認定内容について通知する。

記

1. 発電種別：〇〇発電
2. グリーン電力発電施設名称：□□◇◇風力発電所
3. 設備容量：〇〇kW
4. 申請者：〇〇△△株式会社
5. 認定日：平成〇年〇月〇日
6. 特記事項

電力量認証証明書



一般財団法人 日本品質保証機構

グリーン電力量認証証明書

シリアルナンバー：
06W017-0104-0203-00000001A01~06W017-104-0203-00000015A01

平成 年 月 日

一般財団法人 日本品質保証機構
理 事 浅田 純男

一般財団法人 日本品質保証機構は、貴社より申請のあったグリーン電力の発電実績について審査を行い、当センターの定める基準に適合していることを認めましたので、その認証内容について通知する。

記

1. 発電種別：〇〇発電
2. グリーン電力発電施設名称：□□◇◇発電所
3. 申請者：〇〇△△株式会社
4. 設備認定番号：〇〇□〇〇〇
5. 認証電力量：〇〇kWh
6. 対象期間：平成〇年〇月から平成〇年〇月
7. 認証日：平成〇年〇月〇日

(参考) バイオマス比率：〇〇.〇%^{*}
(注) 認証電力量は、全てバイオマス由来の発電電力量であり、化石燃料(補助燃料)由来の発電電力量は含まない。

※バイオマス発電の場合に表示。

2. 日本品質保証機構の役割

(4) 認証基準等



日本品質保証機構

- **認証業務基本規定**: 認証業務の実施方法や利害相反の回避について規定するもの
- **グリーン電力認証基準**: 認証を行うにあたっての認証の定義・基本的な指針を定めるもの
- **グリーン電力認証基準解説書**: 認証基準の細目を定めるもの
- **グリーン電力認証事務取扱要領**: 認証を行う手続きについて規定するもの
- **表現等に関するガイドライン**: 証書所有者、発電事業者、グリーン電力証書発行事業者が行うことが可能な表現を定めるもの
- **料金規定**: 認証制度の運営費用の負担方法を規定するもの

新エネルギー部会グリーンエネルギー利用拡大小委員会

- **グリーン電力証書ガイドライン**: 公平性、透明性及び信頼性の向上、消費者保護等の観点から、望ましいグリーン電力証書制度の在り方を示すもの